

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
自衛隊法35条 自衛隊法施行規則第21条第2項 任命権に関する訓令	任命権に関する訓令第86条の規定に基づき、採用を行っており、募集に際しては適切な公募等により行っている。	c		特定の知識、経験、技能等の内容、採用の緊急性等の事情を勘案し公募により難い場合を除き、適切な公募によっている。現在のところ公的機関としてハローワークなどを通じて募集をしており、適正な採用が出来るため、費用対効果の観点から民間求人情報事業者まで拡大する予定はない。	採用に当たっては、基本的には一般職と同様な形態で、人事院が発出している「非常勤職員の適切な採用について」を準拠して行っているところであり、一般職の動向に注視して行きたい。	z1400001	全省庁	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	5044	50440016	11	社団法人全国求人情報協会	16	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	非常勤公務員の求人について、求職者に対し広く募集機会を知らせるために、すでに相当の実績がある求人メディアの活用を図る。人員の採用部署に適切な募集採用費用を削減し、求人情報メディアの活用を図る一方で、適正な求人情報メディアを選別するための規程や業者登録制度を整備する。		民間の求人情報事業者が拡大・一般化する中で、これを利用する求職者に公務員の求人情報を提供することは、今まで以上に公平な就職機会の拡大につながる。	
該当法令なし	企業が防衛庁に対して有する金銭債権について、企業から当該債権の譲渡後においても契約の履行の確保に万全が期され、かつ、譲渡された債権に係る紛争が未然に防止されると認められるよう措置した上で、これを認めている。譲渡の承認の対象となる範囲は、中央調達(防衛庁契約本部が実施している調達)に係る契約相手方が有する製造請負契約等の債権であって、契約履行完了後のものについては確定債権1億円以上、契約履行完了前のものについては担当官が締結した1件50億円以上かつ3会計年度以上で企業会計上適切に売上として計上された部分としている。	a		企業の資金調達の更なる円滑化等を図るため、債権の譲渡後における契約の履行の確保及び譲渡された債権に係る紛争の未然防止に配慮しつつ、平成16年度中に、譲渡の承認の対象となる範囲の拡大を行う。	なし	z1400002	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	5056	50560144	11	(社)日本経済団体連合会	144	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	すべての国の機関及び地方自治体において、速やかに債権譲渡禁止特約を解除すべきである。		債権譲渡禁止特約が資産流動性の適格要件の障害となっている。このような状況を改善するため、経済産業省などの一部の国の機関においては、既に債権譲渡禁止特約の解除が行われている。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。
該当法令なし	企業が防衛庁に対して有する金銭債権について、企業から当該債権の譲渡後においても契約の履行の確保に万全が期され、かつ、譲渡された債権に係る紛争が未然に防止されると認められるよう措置した上で、これを認めている。譲渡の承認の対象となる範囲は、中央調達(防衛庁契約本部が実施している調達)に係る契約相手方が有する製造請負契約等の債権であって、契約履行完了後のものについては確定債権1億円以上、契約履行完了前のものについては担当官が締結した1件50億円以上かつ3会計年度以上で企業会計上適切に売上として計上された部分としている。	a		企業の資金調達の更なる円滑化等を図るため、債権の譲渡後における契約の履行の確保及び譲渡された債権に係る紛争の未然防止に配慮しつつ、平成16年度中に、譲渡の承認の対象となる範囲の拡大を行う。	なし	z1400002	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5086	50860034	11	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各官庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各官庁の対応が異なり、統一的な対応が求められる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
該当法令なし	防衛庁においては、債権譲渡後においても契約の履行の確保に万全が期されること及び本債権に関する紛争が未然に防止されることに十分留意した上で、企業の契約履行完了後の債権及び契約履行途中の債権のうち、一定の要件を満たすものについて流動化を認めることとしている。	b		債権譲渡後においても契約の履行の確保に万全が期され、かつ、本債権に係る紛争が未然に防止されることに配慮しつつ、債権譲渡に係る企業の負担の軽減を通じ、本制度の更なる利用が図られるよう、債権譲渡の手続きの在り方について検討を行う。	なし	z1400003	防衛庁	防衛庁向債権の譲渡に関する事務手続の簡素化[新規]	5056	50560255	11	(社)日本経済団体連合会	255	防衛庁向債権の譲渡に関する事務手続の簡素化[新規]	防衛庁との単年度(予算)工事契約に係る債権譲渡について、契約に債権譲渡禁止条項を設けない債権譲渡手続の簡素化を図る。債権譲渡時の第三者対抗要件について債権譲渡登記の利用を可能とする方向で見直しを行なうべきである。	防衛庁向債権の譲渡については、個別案件毎に申請及び債権譲渡を行なうことになっており、また個別案件毎に譲渡先(債権の譲受人)の登記簿謄本、有価証券報告書等多くの資料を申請書に添付せねばならず、手続が煩雑であり、手間がかかる。	防衛庁は、事前の承諾を得ることを条件として、契約相手方の企業が防衛庁向債権を譲渡することを認めており、債権譲渡の際の具体的な承認手続要領を規定している。政府向債権の譲渡については、近年、各省庁において売買契約等に債権譲渡禁止条項を設けられない等の動きが進められており、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進を図っている。一方、防衛庁向の債権譲渡については、個別案件毎に申請及び債権譲渡を行なうことになっており、また個別案件毎に譲渡先(債権の譲受人)の登記簿謄本、有価証券報告書等多くの資料を申請書に添付せねばならず、手続が煩雑であり、手間がかかる。	支払条件が比較的短い官公庁向債権の譲渡については、譲渡手続を短期間で完了させる必要があるが、現在のような個別案件毎の申請・承諾方式では迅速な対応は困難であり、債権譲渡を行なう際の障害の一つになっている。短期債権(契約履行後の債権)については債権譲渡の簡便関係が明確であり、債権の譲渡期間(債権譲渡時点から防衛庁の支払時点まで)が比較的短期間となることから、実施条件の緩和によるデメリットは少ないと考えられる。企業にとって使い勝手のより債権譲渡制度が構築され、防衛庁向債権の流動化が進めば、結果的に企業の支払い利息低減による設備品の調達コスト・ライフサイクルコストの抑制、企業体質の強化による供給能力の向上、供給の安定化等の効果も期待される。
	防衛庁においては、自衛隊の部隊等が海外で活動する場合の経費の一部について、必要に応じ会計法第13条第3項に基づき分任支出負担行為担当官を設置し、クレジットカード決済を活用しているところ	d		引き続き、現行会計法令等に対応しうる範囲内で必要に応じクレジットカード決済を活用してゆく		z1400004	全省庁	クレジットカード決済による支払業務	5095	50950002	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	2	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード決済を行うことに対する規制緩和をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	これまで各職員が個別に行っていた精算業務をクレジットカード支払で行うことで会計処理の簡素化と事務の効率化を図ることができる。具体的には職員の精算業務の効率化、仮払・立替等の出納業務の削減、決算の簡素化、振込手数料の削減などが実現できると考えているため、クレジットカードによる支払業務を行いたい。現在の各省庁の会計規則上問題があれば、行えるように緩和していただきたい。制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。現在、内閣府、財務省、経済産業省、警察庁で部分的に導入されている。したがって実務的に問題がないと考える。	